



# 新冠町教育大綱

令和 3年 4月

新 冠 町

## はじめに

### (1) 大綱策定の趣旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、この法改正により、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築をすすめ、町長と教育委員会との連携強化を図り、総合教育会議において、教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとされました。

新冠町では、国の教育振興基本計画、北海道の総合教育大綱を参酌し、新冠町総合計画を基本に、これまで平成28年度から平成29年度までを第1期、平成30年度から令和2年度までを第2期とした「新冠町教育大綱」を定めております。

令和3年度からの「新冠町教育大綱」については、令和2年度を初年度とし、計画期間を10年間とする第6次新冠町総合計画対象の期間との整合性を図り、令和11年度までの計画とし、基本理念、基本目標を引続き継承しつつ、国や北海道における教育改革の動向に鑑み、見直しを行いました。

### (2) 大綱の役割

この大綱は、町長と教育委員会が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について基本的な認識を共有し、連携を密にして、施策を推進することを目的としています。

### (3) 大綱の位置付け

この大綱は、「第6次新冠町総合計画」が示す基本方向に沿って策定する、教育分野施策の計画であり、教育基本理念に掲げる「生きる力を育み ふるさと愛を深める 新冠の教育」を進めるために策定し、子ども達の未来のため、ふるさと新冠の財産である子ども達の健やかな成長を願い、教育の推進を強く進めるものです。

### (4) 対象期間

この大綱は令和3年度から令和11年度までとし、関連する各種計画の見直し時期などにおいて、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

# 目 次

第1章 基本理念 生きる力を育み ふるさと愛を深める 新冠の教育

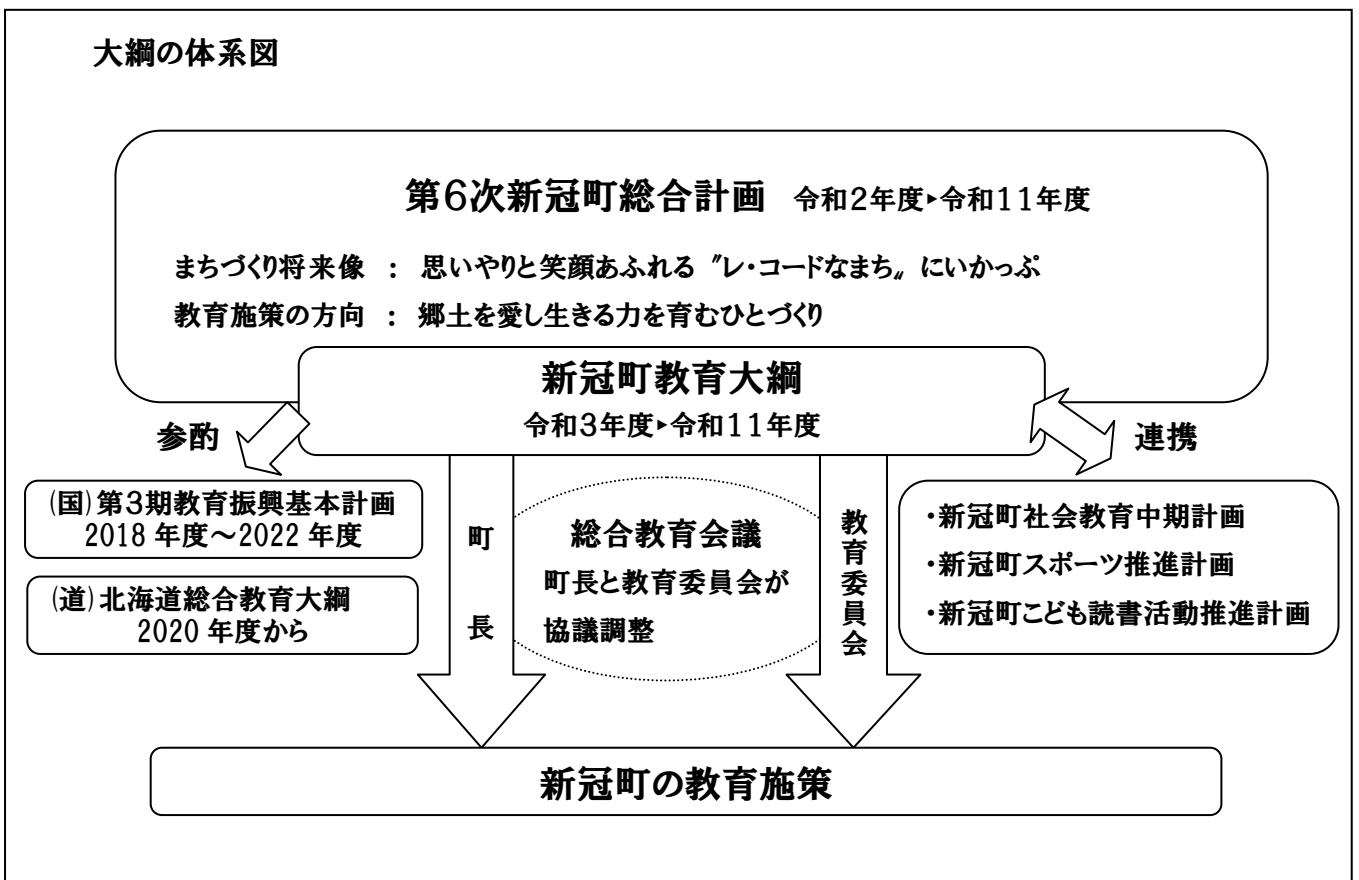
第2章 基本目標

- (1) 「知・徳・体」の調和と、たくましく生きる力の育成
- (2) 「意欲的な学びと心豊かな心を育む文化の町 新冠」

第3章 重点施策

- (1) 「地域で育む一貫教育の推進」
- (2) 「町民憲章とR e の精神を意識した社会教育の推進」
- (3) 「小中学校適正規模・適正配置基本計画に基づく教育環境整備の推進」

## 大綱の体系図



## 第1章 基本理念 生きる力を育み ふるさと愛を深める 新冠の教育

近年、我が国においては人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展や人工知能などの技術革新が一層加速しており、将来に向かって私たちの社会生活が大きく変わっていくことが予測されます。

こうした変化の激しい中であって、未来の創り手となる子どもたちには、郷土の歴史や文化を誇りとし、共に支え合いながら生涯にわたって生き抜く力を身に付けることが必要であり、学校教育と社会教育が連携した、子どもを育むための仕組みが一層重要となっております。

新冠町は、引き続き総合教育会議を通して町長と教育委員会が教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって、次代を担う子どもがたくましく生きぬく力を育み、町民の皆さんが心豊かに、生きがいを感じる暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいります。

## 第2章 基本目標

### (1) 「知・徳・体」の調和と、たくましく生きる力の育成

新冠の未来を担う子ども達が夢や希望を持ち、健やかに成長していくことが私たちの最大の願いであり、その成長は何物にも代え難い町の財産となります。

このことから「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を一層推進し、新冠町の教育の充実発展を図ります。

### (2) 「意欲的な学びと心豊かな心を育む文化の町 新冠」

社会の変化と個々のライフスタイルの多様化の中で、人々が生きがいと潤いのある人生を過ごすため、主体的な学習活動を通じて自らを高め、心を豊かにしていくことが必要であり、新冠町の豊かな自然環境や地域の教育資源などを活かし、町民協働による活力のある地域社会の実現のための仕組みづくりを推進します。

## 第3章 重点施策

### (1) 「地域で育む一貫教育の推進」

#### ●教育・保育の充実

- ・園児の学齢保育の連続性に加え小学校への接続を意識した教育・保育環境の充実を図ります。
- ・生きる力を育むための「柔軟な思考・試行」、「豊かな人間性」、「粘り強い精神力」を養う幼児教育の充実を図ります。
- ・子どもたちの健やかな成長のため、異世代交流の機会を確保します。

#### ●学校教育の充実

- ・保護者や地域から信頼される学校づくりのため、組織体制の強化や「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換を図ります。
- ・「育成をめざす資質・能力」を明確化した教育課程の編成を実施するとともに教育活動の質の向上をめざし、「教える」から「学ぶ」への転換を意識した授業改善を推進します。
- ・子どもの健やかな成長を図るために、道徳教育の充実や体力向上の推進、読書活動推進、生徒指導と教育相談の充実により、豊かな心と健やかな体の育成を図ります。
- ・特別支援教育の充実のため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実、切れ目のない一貫した支援体制を確立し、関係機関と連携した早期教育相談と支援の充実を図ります。
- ・児童生徒の実情に応じて関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を推進します。
- ・少子化や施設の老朽化等に鑑み、授業や学級運営への影響に配慮し、将来を見据えた教育環境の整備を進めます。また、教育委員会の組織力、活動力の充実を図ります。

### (2) 「町民憲章とR e の精神を意識した社会教育の推進」

#### ●社会教育の充実

- ・いつでも、どこでも、だれでも学べる学習環境の醸成と整備を推進します。
- ・学びの成果が活力ある地域づくりに繋がる生涯学習活動を推進します。
- ・レ・コード館や各種社会教育施設が、町民の生涯学習活動に一層利用しやすいものとなるよう、運営の改善・整備を図ります。
- ・図書プラザは、町民の情報センターとして多様化する情報、変化するニーズに対応し、幅広い資料の収集・保存・提供に努めます。

- ・子どもの読書活動の推進拠点として、全ての子どもたちが本を読む喜びを味わい、人間性豊かに育つ読書環境を創ることをめざします。

#### ●青少年の健全育成

- ・子どもたちが生きるための基礎的な生活習慣や能力を培い、地域社会の中で心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、家庭教育の向上を図ります。
- ・学校・家庭・地域が一体となって自らの役割や責任を自覚し、連携・協力して子どもたちの健全育成事業を進めます。
- ・地域全体で子ども育てる教育環境の整った地域コミュニティの活性化をめざし、地域の教育力の向上を図ります。

#### ●生涯スポーツの推進

- ・ライフスタイルに対応し、生涯にわたってスポーツに親しむ事業の展開、競技力の向上及び子どもたちの体力向上を推進します。
- ・「する」、「みる」、「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備します。

#### ●郷土文化・芸術文化の推進

- ・地域への愛着やまちへの誇りを生み出す郷土の歴史遺産や伝統文化が次世代に受け継がれるよう、町民や団体等と連携しながら、保存・継承・活用を進めます。
- ・町民の芸術文化活動の進展に対応し、創造性が十分に発揮できる環境づくりや優れた芸術文化に触れる機会の充実と、町民の自主的な活動を支援します。
- ・「レ・コード」と「音楽」のまちの特徴を生かし、関係機関との連携充実を図りながら独自性と魅力ある取組みを進めます。

### (3) 「小中学校適正規模・適正配置基本計画に基づく教育環境整備の推進」

#### ●小学校統合の推進

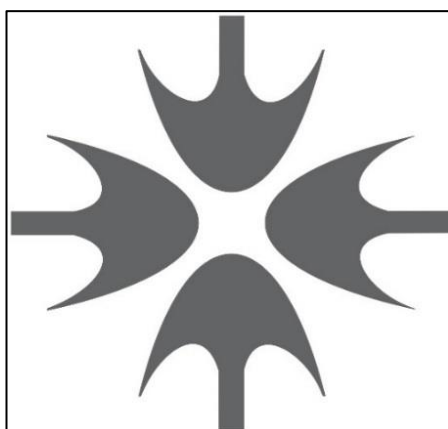
- ・義務教育環境の改善を図るため、新冠小学校と朝日小学校の新冠小学校への統合を進めます。

#### ●学校施設改築の推進

- ・人口の将来推計、施設の老朽化状況、財政状況を考慮し、令和12年度の完成を目指し、新冠中学校の改築計画を進めるとともに、後年次の小学校改築計画を具体化します。

#### ●教育施設整備の推進

- ・個別施設の長寿命化計画を基本とした教育施設全体の整備計画の策定を進めます。



## 新冠町民憲章

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と、茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向かって躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

- 一、 いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
- 一、 いつも、明るくあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
- 一、 いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
- 一、 いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
- 一、 いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

昭和 51 (1976) 年 9 月 28 日制定